

タイトル	スコットランドと「運命の石」：中世における王国の統合と神話の役割(<特集>共同研究報告：欧米諸国における多文化の問題と日本の課題(続))
著者	常見，信代
引用	北海学園大学人文論集，19：65-93
発行日	2001-07-31

スコットランドと「運命の石」

— 中世における王国の統合と神話の役割 —

常 見 信 代

はじめに

1996年11月13日に、ロンドンにあるウェストミンスター大聖堂（Westminster Abbey）の聖エドワード礼拝堂において、「戴冠式の玉座」（Coronation Chair）から一つの大きな石を取りはずす作業が夜を徹しておこなわれた。エディンバラに運ぶためであった。櫛で出来た玉座は1300年に完成したもので、当時の西欧世界において流行した新式の玉座としては現存する最古の例といわれる。一方、石の方は、言い伝えによれば太古の昔からスコットランド王の即位式に使われたとされている。貴重な文化財ともいえる木製の椅子から、これまた由緒のある、しかも重さ152キロもある赤色砂岩の石を双方に傷をつけることなく取りはずす作業は慎重におこなわれる必要があったのである。

この取りはずし作業は、同年の7月3日にイギリス首相ジョン・メイジャーが下院でおこなった次のような決定に基づいておこなわれたものである。

「運命の石（Stone of Destiny）は、13世紀末までスコットランド王の即位に用いられていたもので、スコットランド王権のもっとも古い象徴であります。いまから丁度700年前の1296年にエドワード1世がそれをスコットランドから持ってきてウェストミンスター大聖堂におさめ、それ以来、運命の石はイギリス王室の所有するところとなりました。しかし、この度、女王陛下が政府閣僚の助言を受けて運命の石をスコットランドに返却することに同意されました。もちろん、将来、連合王国の

君主の戴冠式が執り行われる際には、ウェストミンスター大聖堂に運ばれてその伝統的な役割を果たすことになるでしょう。

運命の石は、スコットランドの人びとのところの中で特別な位置を占めています。今年はスコットランドから移されて700年目という記念すべき年であり、その歴史的故国であるスコットランドに戻るのにふさわしい年といえましょう(後略)¹⁾。

イギリス政府のこの決定に基づいて、「運命の石」はウェストミンスター大聖堂から厳重な警護のもとで陸路を北上し、11月15日にトゥイード川流域のコールドストリーム(Coldstream)に到着した。かつてはこの川がスコットランドとイングランドとの国境であったから、その橋の真ん中で引き渡し式がおこなわれて「運命の石」はスコットランドに戻ってきた。もっとも、この石がスコットランドに戻ったのはこれが初めてではない²⁾。しかし、今回は合法的な帰還であり、それだけに仰々しい儀式が各所に用意された。その締めくくりが11月30日にエディンバラで展開された市中行進で、ホリルード宮殿を出た「運命の石」は、ロイヤル = マイルを行進してエディンバラ城に入り、そこの「王冠の間」に安置された。

この日はスコットランドの守護聖人である聖アンドルーの祝日にあたり、ロイヤル = マイルの沿道は「聖アンドルーの十字架」を染め抜いた旗(Saltires)で飾られ、スコットランドのナショナルな感情を高揚させるような演出が随所でおこなわれた。しかし、一般の人々の反応は予想以上に冷静あるいは冷淡なものであったという。保守党政府がなぜこの時期に「運命の石」の返還を決定したのか、多くの人びとはその真意について懐疑的であったといわれる。翌年の総選挙を控え、スコットランドのナショナルな感情に配慮して譲歩の姿勢を示したものとも受け取られた。しかし、実際にスコットランドの多くの人びとが望んでいたのは仕事であり、そして権限委譲つまりスコットランド独自の議会である。ところが与えられたのは過去の象徴の「石」だけか、というのが大方の受け止め方であったようである³⁾。「スコットランドの真の運命は過去にではなく将来にある。…ス

スコットランドの真の運命、それはスコットランド議会にある。スコットランドの議会、それはスコットランドの権利である」。盛大な儀式がおこなわれたその日に、このような宣言も出されている⁴⁾。

ところで、「運命の石」は、たしかにメイジャー首相のいうように、エドワード1世がスコットランドから「持ってきた」(brought it from Scotland)のであるが、しかし決してスコットランド側との合意の上で「持ってきた」のではない。1296年という年は、エドワード1世みずから軍を率いてスコットランドに侵攻し、「スコットランド独立戦争」と総称される戦いに口火が切られた年である。「運命の石」はその軍事行動のなかでスコットランドから奪い去ったものの一つであった。しかし、この点を除けば、首相の説明どおり、「運命の石」は13世紀末までスコットランド王の即位に用いられ、スコットランド王権のもっとも古い象徴であった。今日のスコットランドではもはや「過去の象徴」にすぎないとしても、「運命の石」は中世においてスコットランド王権による統合の象徴として重要な役割を果たしたものである。

近年の西洋史研究では、中世における「ネイション」とその統合原理あるいは「国民(民族)意識」(national consciousness)の形成という問題に再び関心が寄せられるようになってきた⁵⁾。スコットランドは文化的背景の異なる多様な人びとを包摂しながら王国を形成した国であり、これらの人びとを「ネイション」に統合する上でさまざまな装置や象徴、神話が創出されて「スコットランド人意識」(Scottishness)が醸成されていった国である。「運命の石」はその一つであった。このような「スコットランド人意識」の存在を抜きにしては独立戦争を理解することは出来ない。つまり、独立戦争がスコットランドの「ネイション」意識を高揚させたことはもちろんであるが、その意識はそれ以前に既に存在し、十分に成熟していたということである⁶⁾。その意味で中世のスコットランドは「ネイション」研究に格好の題材を提供しているといえよう。

本稿は、このような視点から、まずスコットランドにおける「ネイション」の形成過程を検討し、ついで独立戦争にいたるまでのスコットランド

とイングランドとの関係を概観してこの戦争の原因を探る。その上で「運命の石」とそれにまつわる「出自神話」(origin myth, origin legend)を検討して「スコットランド人意識」の具体的内容とその変化をあきらかにしたい。

I スコット人とスコットランド王国

中世のスコットランド王国はゲール系のスコット人だけでなく、ノルマン(フランス)人やブリトン人、あるいはアングル人(アングロ = サクソン人)、スカンディナヴィア人など、言語や文化的背景の異なるさまざまな民族集団をそのなかに包摂していた。こうした特徴はスコットランド王国の形成過程に由来するもので、その中心となったのがアイルランド北東部から5・6世紀にスコットランド西部のアーガイル地方に移住したスコット人である。彼らスコット人は、まず東部に進出して9世紀中葉にピクト人居住地を併合し、さらに11世紀初めまでに南西部のブリトン人が居住するカンブリアと南東部のアングル人が居住するロージアンとを併合してスコット人の王の支配下においた。また、アイリッシュ海に浮かぶ西部島嶼地帯とオークニィやシェトランドの北部島嶼地帯はヴァイキングの襲撃と定住によりノルウェーの支配下に入ったが、このうち西部島嶼地帯が13世紀後半に軍事的勝利によりスコットランド王国に割譲され、王国の住民にスカンディナヴィア系の要素が加わることになった。

このようにスコット人の王国は、軍事征服によりその範囲を拡大し、民族系統の異なる人びとをその中に取り込んでいったといえるが、しかし平和的に王国に加わった人びともいる。それがノルマン(フランス)人で、彼らは12世紀から13世紀にかけてスコットランド王の積極的な招致によりイングランドや北フランスからスコットランドに移住してきた人びとである。ブルース家やカミン家あるいはステュアート家など、のちの王国の歴史において重要な役割を果たす家門の多くはこの時期にスコットランドに入ってきている。ノルマン人は同じ時期にアイルランドやウェールズに

も進出しているが、スコットランドの場合は王の強力なイニシアティブのもとで平和的に移住が推進された点に特徴がある。その結果、在地の人びとが所領を剥奪されたり、法的に差別されたりすることはなかったのである。

スコットランド王国は、その形成過程で民族系統の異なるさまざまな人びとをその中に取り込んでいったのであるが、その過程で注目されるのは勅許状や令状などスコットランド王の名前で発給された国王文書 (royal acts) のなかで王国についてやその住民についての表記がほぼマルコム 4 世の治世 (1153—1165—国王の後の数字は在位を示す。以下同様) を境に変わることである。たとえば、それ以前には、王の支配する土地を「王国」とみなす表現はみあたらず、‘Scotia et Cumbria’ や ‘Scotia et Lothian’ のように、単に地域名を列挙しているだけである。同様に、王の支配下にある人びとについても、‘Francis et Anglis, Scottis et Galwensibus’ のように、民族別に表記されていたにすぎない⁷⁾。ところが、マルコム 4 世の時代を過渡期としてそれ以後になると、地域別表現は姿を消して ‘regnum Scotiae’ あるいは ‘regnum Scottorum’ という表現に代わり⁸⁾、さらに民族別表記に代わって「スコットランドのすべての善良なる人びと」(omnibus probis hominibus totius Scotie) という表現が一般的になる⁹⁾。

「スコシア」(Scotia)とは、本来はフォース = クライド地峡の北のゲール系スコット人が居住する地域をさしていたのであるが、このように 12 世紀後半にその意味が拡大してカンブリアやロージアンなど本来のスコット人以外の居住する地域をも含む語になったのである。つまり、「スコット人の王」(rex Scottorum)の支配する土地すべてをさす語になり、「スコットランド」の意味が変わったのである。同時に、「スコット人」の意味も拡大され、民族系統の異なるさまざまな人びとも、「スコット人の王」の支配下にある人びととして「スコットランド人」あるいは単に「スコット人」とみなされるようになったのである。

国王文書のこのような表現の変化の中に、さまざまな地域の集合体から「一つの王国」としての「スコットランド」という観念と、民族系統の異な

るさまざまな人びとから「一つの people」としての「スコットランド人」という観念の成立とをみることができる。つまり、「スコットランド人」なる観念は12世紀の過程で王権によって創られたものであり、どこに居住しようとも、その民族的出自が何であろうとも、‘rex Scottorum’のもとにある人びとはすべて「スコットランド人」と定義されたのである。

II ‘Scottishness’の創出

「スコットランド人」という観念は、単なる観念にすぎなかったわけではない。文化的背景の異なる地域と人びととを一つにまとめあげるために種々の装置が用いられ、その観念に実態が与えられていった。そのような過程をとおして「スコットランド人である」という意識が醸成されていったのである。そうした‘Scottishness’創出の装置の一つとなったのが王国全体に設置された統治制度である。その多くは、シェリフ制や司法長官制(Justiciar)のように、イングランドから導入されたもので、デイヴィッド1世(1124-1153)が開始した「ノルマン＝コンクエスト」の成果の一つであった。つまりイングランド王国は、スコットランドが「一つの王国」に統合される上で常にモデルを提供しつづけたといえるのである。ただし、ゲール系スコット人に由来する制度も存続しつづけた。たとえば、‘Scottish Army」とよばれる従軍義務がその例で、もともと本来のスコシアに固有の義務であったのがスコシアを越えて王国全体に課され、やがて13世紀の過程で封建制に基づく従軍義務と融合していった¹⁰⁾。これが独立戦争を戦ったスコットランド軍を構成していたのである。いずれにせよ、こうした制度をとおして国王の法と令状が適用され、さまざまな人びとの法による統合が推進されていったのである。S.レイノルズのいうように、「単一の法と統治を共有しているという事実がその臣民のあいだの一体感を助長し、一つの people であるとの認識を促したのであった」¹¹⁾。

教会も‘Scottishness’の創出に貢献した。たとえば、守護聖人である。ゲール系スコット人の聖人として古くからコロンバが崇敬されていた。ピ

クト王国を併合した後の849年にはケネス1世がコロンバの聖遺物をアイオナ(Iona)からダンケルド(Dukeld)の教会に移している。これ以後、コロンバはフォース＝クライド地峡の北に拡大した王国(スコシア)の守護聖人として崇敬され、ダンケルドの教会は王国のなかで首位の座を占めるようになった。ところが、12世紀の後半に入ると聖アンドルーをスコットランドの守護聖人とする主張が前面に打ち出され、セント＝アンドルーズ(St.Andrews)の教会は聖アンドルーの遺骨を納めていると主張され、王国とこの聖人との特別な関係を綴った伝説がまとめられたりしている。その背景となったのは、一つにはヨーク大司教がスコットランドの教会に対して裁治権を主張したことであり、教皇に訴えてスコットランドの教会の独立を守るためであった。スコット人の聖人コロンバではヨーク大司教の権威に対抗できないからであり、教皇の特別な保護を求めるためにアンドルーを王国の守護聖人としたのである。なぜなら、教皇は「ペテロの後継者」であり、アンドルーはペテロの弟であるから。結局、12世紀末にスコットランドの教会は‘ecclesia Scotticana’としてその独立が認められ、教皇の「特別な娘」(filia specialis)とされてその直轄下におかれた¹²⁾。このように、聖アンドルーを守護聖人とする主張はイングランドの教会支配に対抗するために打ち出されたものであったが、同時に聖アンドルーは民族系統の異なるさまざまな人びとを統合する上でコロンバよりも有効な装置であった。‘ecclesia Scotticana’の成立と「一つの王国」観念の成立とは、表裏一体の関係にあったのである。

歴史もまた‘Scottishness’の創出に一役かっている。国王文書の中から民族別・地域別表現が姿を消した頃、王国の歴史に対する関心が高まり、古くから伝わる史料の編纂やその書きかえがさかんにおこなわれた。たとえば、アレグザンダー2世(1214-1249)の治世に、もともと別個のものであったダルリアダ王のリストとピクト王のリストおよびケネス1世から現王までのスコットランド王のリストが一つにまとめられている¹³⁾。つまり、スコットランド王家が万世一系の王統であることを示そうとしたのである。このようなかたちで、スコットランド王国の由緒ある歴史を創り出

し、その国王と臣民とは同じ歴史を共有していることを示したのである。

このように12-13世紀の過程でスコットランド人(Scots)の語はスコットランド王のすべての臣民に適用され、彼らの民族的出自が何であれ、またその母語の如何に関わらず、スコットランド王の支配下にある者はすべてスコットランド人とみなされ、彼らもそのように認識したのである。スコットランド王国(regnum Scotiae)の意味は、もともとスコシアに居住していた人びとにとっても、ロージアンやカンブリアに居住していた人びとにとっても、さらに12世紀以後イングランドや大陸から移住してきた人びとやその子孫にとっても同じであり、それは独自の法と統治制度そして教会をもつ独立した王国であった。

13世紀中葉に、王国の古都であるスクーン(Scone)とダンファームリン(Dunfermline)とで二つの式典がそれぞれ盛大に挙行された。スクーンでは1249年7月に王国のおもな貴族や聖職者が列席して国王の即位式がおこなわれ、8歳のアレグザンダー3世が修道院の庭に置かれた「運命の石」に着座して王位についた。その面前では、国王の系図がゲール人の伝説上の始祖にまで遡ってゲール語で読み上げられ、連綿と続く王家の歴史とその正統性が高らかに謳いあげられたと記録されている¹⁴⁾。なお、これは即位式と「運命の石」との関係に関する現存する最初の記録であり、後に詳しく検討する。一方、翌年の6月にダンファームリンでは、マルコム3世(1058-1098)の妃マーガレット(1093年没)が聖人に列せられたのを記念してその列聖式が国王および聖俗諸侯らの列席のもとで執り行われた。マーガレットはアングロ = サクソン王家の末裔で、王妃となってからはイングランドから最新の文物を取り寄せ、またベネディクト派修道士を招くなどスコットランドの宮廷や教会・修道院の刷新に尽力したといわれる¹⁵⁾。そのマーガレットがスコットランドで初めてローマ教皇によって聖人に列せられたのである。ダンファームリンの式では、マーガレットの墓が開けられて亡骸がこの日のために作られた新しい柩に移され、これも新しく建造された礼拝堂に安置されたが、その際にいろいろな奇跡が人びとの眼前で起きたという¹⁶⁾。この話は聖マーガレットの聖性のさらなる証と

信じられ、以後、ダンファームリンにあるその礼拝堂はセント = アンドルーズ教会とならんでスコットランド王国最大の巡礼地となっていた。

13世紀中葉のこの二つの式は、いずれも王国の由緒ある歴史を人びとに認識させ、「スコットランド人意識」を高揚させるに十分な演出であったといえる。ちなみに1296年にイングランド軍がスコットランドに侵攻したとき、エドワード1世が「運命の石」と聖マーガレットの聖遺物を奪取させ、ロンドンに運ばせている。そのいずれもがスコットランド王国の象徴であり、独立の証であったからである。

III スコットランドとイングランド

スコットランドとイングランドといえ、とかく対立関係あるいは敵対関係を想定しがちであるが、そのような関係が恒常化するのには独立戦争からである。それ以前には両王国の関係は必ずしも対立・敵対の関係ばかりではなく、特に独立戦争の勃発までの13世紀においては、おおむね友好的関係が続いたといえる。

たとえば、12世紀後半から両王国のあいだで争点となっていた問題の一つに国境(Border)をめぐる問題があったが、これは1237年にヨークでアレグザンダー2世とヘンリ3世とが協議して一応の決着がつけられている¹⁷⁾。アレグザンダー2世がノーサンバランドなど北部イングランドの3州に対する領土権の主張を放棄し、代わりにそこにある土地を受け取るという内容である。一見するとイングランド側に有利な条件であるが、重要なのは対等者間の円満な妥協という形式を取っていることである。つまりスコットランドを独立の王国として認めていることである。この友好的関係は1251年にアレグザンダー3世がヘンリ3世の娘つまりエドワード1世の姉妹と結婚することによって一層、強固になった。

スコットランドとイングランドとの関係を支えたのは、両王国の王家だけではない。二つの王国の貴族層もまた婚姻や相続をとおして密接な関係で結ばれていたのである。とりわけ、彼らは国境を越えて隣の王国にも所

領を持っていた。スコットランドの貴族の多くは国王と同様にイングランドにも所領を持ち、他方でイングランドの貴族もスコットランドに所領を有していたのである。たとえば1200年から1296年のあいだにスコットランドには13の伯領が存在したが、そのうちの9人の伯はイングランドにも所領を保有していた。またギャラウェイ (Galloway) やハディントン (Haddington) などスコットランドに形成された諸侯領 (provincial lordship) のうち、そのほぼ半数の領主がイングランドにも所領を保有していた。イングランドの貴族についても同様に、同時期のイングランドに存在した22伯領のうち7伯領がスコットランドに所領を保有する伯によって、さらに諸侯領 (barony) のほぼ $\frac{1}{5}$ がやはりスコットランドに所領を保有する領主によって、それぞれ保有されていた¹⁸⁾。このように、二つの王国の特に大貴族はそれぞれ二つの王国にまたがって所領を持ち、彼らは婚姻や相続によって結ばれて同じ貴族社会を構成していたのである。これがある意味で王国間の戦争の抑止力となり、両王国の関係の安定化に大きく貢献したといえる。

もちろん、問題がなかったわけではない。とりわけ、スコットランド王とイングランド王との関係である。スコットランド王はイングランドにある所領についてはイングランド王の家臣であり、国王が代わるたびに当該所領について臣従の礼 (homage) をおこなってきた。しかし、その際にイングランド王がスコットランド王国について臣従の礼をおこなうようにしばしば要求したのである。つまりスコットランド王国はイングランド王国の属国であり、イングランド王はスコットランド王国の宗主 (overlord) である、との主張を認めさせようとしたのである。スコットランド王がこの要求に屈服してその王国についてイングランド王に臣従の礼をおこなった例が一度だけある。ウィリアム1世 (1165-1214) が1174年にノーサンバランド侵攻に失敗して同年末にファレーズ (Falaise) でヘンリ2世に対して完全な臣従を認めたときで、これによりスコットランド王国は独立を喪失した¹⁹⁾。しかし、1189年の「カンタベリの権利放棄」 (Quitclaim of Canterbury) によってリチャード1世が銀1万マークと引き換えにウィリ

アム1世をすべての封建的服属から解放し、スコットランド王国は再び独立を回復している²⁰⁾。

13世紀に入ってもスコットランド王がその王国について臣従礼をおこなうように要求されている例が少なくとも3回ある(1235, 1251, 1278)が、いずれの場合も、イングランドにある所領について臣従礼をおこなっただけで、スコットランド王国に対する宗主権の主張を決して認めていない。たとえば、1278年にアレグザンダー3世がウェストミンスターでエドワード1世に対しておこなった臣従の儀式について、スコットランド側の記録によれば、アレグザンダー3世は宗主権の主張に対して「わがスコットランド王国に対して臣従礼の権利を有するのは神のみであり、私はこの王国を神から保有しているのである」と明言し、「イングランド王から保有しているイングランドの土地について臣従の礼をおこなった」という²¹⁾。

イングランド王はこのようにスコットランド王国に対して宗主権の主張を繰り返したが、しかしそれを実行することはなかった。この点でスコットランドは、アイルランドやウェールズと決定的に異なっていた²²⁾。なぜなら、スコットランドは、既にみたようにデイヴィッド1世以後、王権の強力な主導のもとに統治制度の改革を推進し、「一つの王国」としての内実を備えてきたからである。ヘンリ3世が先に紹介したようにヨークで対等者間の協定という形式を認めたのも、またエドワード1世がアレグザンダー3世を屈服させずにスコットランドを独立の王国として事実上承認したのも、このためであった。イングランドがアイルランドやウェールズに対して妥協を許さぬ態度でその野心を貫徹しつつあった時期に、スコットランドとの関係は外交の駆け引きにゆだねられていたといえるのである。そしてアレグザンダー3世の時代には、ほぼ友好的な関係が維持され、二つの王国の共存が保たれたのである。

IV 'Kingless Kingdom'

スコットランドとイングランドとの関係に変化があらわれるのは1291

年以後のことで、その直接の原因は1286年のアレグザンダー3世の急死に伴う王位継承問題の混乱であった。

アレグザンダー3世には3人の子供がいたが、いずれも1284年1月までに早死にしていまい、王位の継承問題は既に国王の存命中から懸案の一つであった。この段階で王位継承のおもな候補者として、直系ではアレグザンダー3世の孫のマーガレット、傍系ではアレグザンダー3世の大叔父ハンティンドン伯デイヴィッドの子孫ジョン＝ベイリアル(John Balliol)とロバート＝ブルース(Robert Bruce)とがいた。こうしたなかで、1284年2月にスクーンで議会が開催され、アレグザンダー3世が孫のマーガレットをみずからの王位継承者に指名し、承認されている。マーガレットは、ノルウェー王とアレグザンダー3世の娘(マーガレット、1283年4月没)との子供で、その正確な生年は不明であるが、この当時は1歳前後と推定される²³⁾。マーガレットは女子であり、しかもこのように幼少で、かつスコットランドに来たことは一度もなかったが、アレグザンダー3世のただひとりの直系子孫として王位継承者に指名されたのであった。スコットランド王国では、少なくともデイヴィッド1世以来、王位の直系継承が続いている。また、幼少での即位はマルコム4世、アレグザンダー2世と例があり、とりわけアレグザンダー3世自身は8歳で即位している。むしろ、このような諸王の未成年期に聖俗の有力者らが忠実に王政を支え、彼らは王国統治の経験を重ねたのである。スクーンの議会で幼い女の子が王位継承者に指名されたのは、こうした直系継承の伝統と貴族による王国統治の実績とを背景にしてのことであった。少なくともアレグザンダー3世が長命であれば、マーガレットが女王として統治するための体制を整えることは十分に可能であろう。

ところが、そのほぼ2年後の1286年3月19日にアレグザンダー3世が落馬事故で急死してしまい、結局マーガレットが幼少のままで王位を継ぐことになった。同年の4月末にスクーンで開催された議会で、王国の有力者たちがノルウェーにいるマーガレットに忠誠を誓い、女王のために王国を防衛しその国土の平和を保つことを誓っている。同時にこの議会で、聖

俗の有力者6人がGuardians(後見人)に選出され、彼らがこれ以後、「スコットランド王国共同体」(communitas regni Scotie)の名前のもとでスコットランドの統治にあたることになった²⁴⁾。しかし、そのマーガレットが1290年9月26日頃に急逝してしまったのである。マーガレットは、ノルウェーを出発してスコットランドに向かっていた。おそらくスクーンで正式に即位式をあげるためであったと推測されるが、その途上のオークニ諸島の近辺で死亡したという。こうしてアレグザンダー3世のただ一人残されていた直系の王位継承者を失ってスコットランドは名実ともに国王のいない国となってしまったのである。

アレグザンダー3世の死亡した1286年3月から1291年11月にジョン＝ベイリアルが「大訴訟」(Great Cause)の裁定によって国王に即位するまで、スコットランドは実質的に国王のいない状態が続いたが、この間に王国の統治にあたったのが先に紹介したGuardiansであった。彼らの統治について注目されるのは、王政の運営において大きな断絶や混乱がみられなかったことである。裁判、地方官吏の任命あるいは城の防衛や兵糧の補給などが通常どおりに行われていたことは残存する記録によってあきらかにされている²⁵⁾。次に注目されるのは、1286年にGuardiansによる統治のためにあらたに制定された国璽(Great Seal)である。そこにはスコットランド王家の紋章である「競い獅子」(Lion Rampant)が「王国の統治のために定められたスコットランドの印璽」という銘とともに刻印され、裏面には聖アンドルーの像とその十字架とが刻印されて、周りには「アンドルーこそ、汝の同胞であるスコットランド人の指導者たれ」という銘が刻まれている²⁶⁾。いうまでもなく印璽は、あらゆる支配のシンボルであり、権威のもっとも重要な表象である。そのような視点で1286年に採用された国璽をみると、そこに表象されている権威とは国王個人ではなく王政の権威であり、しかも守護聖人と結びついてナショナルな意識をも表象しているといえる。「ここに、中世ヨーロッパの歴史のなかにはじめて現れた国家に関する抽象観念の例の一つを、しかもその顕著な例の一つを見ることができる」。A. グラントはこのように総括し、その後の戦争を戦い抜いて独立

の大義を守りつづける上でこの観念が果たした意義を強調している²⁷⁾。

Guardians はアレグザンダー 3 世の死亡直後からイングランドとの関係の調整にもあたっている。なかでも重要なのは、マーガレットの死の 2 カ月前にマーガレットとエドワード 1 世の王子で推定王位継承者のエドワード (Edward of Caernarfon, 1284 年生まれ。後の国王エドワード 2 世) との結婚についてイングランド側と条約を締結したことである。この結婚話がいつ誰によってもちだされたのか正確なことは不明であるが²⁸⁾、エドワード 1 世がフランスから帰国した直後の 1289 年 11 月にソールズベリでイングランド側とノルウェーおよびスコットランドの使節との間で 2 人の結婚に関する予備協定が調印され、1290 年 7 月にバーガムで正式に承認された²⁹⁾。スコットランド王国の女王とイングランド王国の王位継承予定者との結婚が合意されたのである。

バーガム条約について注目されるのは、イングランド王の宗主権を認めるような規定が皆無なことである。2 人の結婚によっても「スコットランド王国はイングランド王国に服属することなく、自由にして別個の王国として存続すること」が明記され、スコットランドの教会と議会の存続および法制度と行政制度の自立性が保証されているのである。つまりスコットランドとイングランドは、それぞれ女王と国王によって別々に統治されるということである。さらに、エドワードとマーガレットが後嗣を残さずに死亡したときは、スコットランド王国はその親近の相続人にゆだねられることとも規定されている。ただし問題点として、バーガム条約には二つの王国の将来についてこれ以外には何も規定されておらず、この点が曖昧なことである。たとえば、2 人のあいだに後嗣が残されたときは、どうなるのか。その後嗣がひとりで二つの王国を相続して併合するのか、あるいは二つの王国は別々の道を選択するのか。このような問題について何も触れていないのである。おそらく Guardians にとって将来の問題はあまりにも重大にすぎ、当面の目標をマーガレットのもとでスコットランド王国が独立を保って存続することに置いていたと推測される³⁰⁾。幼い 2 人が正式に結婚するまでにはかなりの時間があるから、将来の問題は先送りされたと

考えられる。いずれにせよ、バーガム条約によって、2人の結婚後もスコットランドは「自由にして独立の王国」でありつづけることが確認されたのである。その意味で Guardians は当初の目的を達成したといえる³¹⁾。しかし1290年9月にマーガレットが急逝し、この結婚計画は頓挫してしまった。

V スコットランド王国の消滅

マーガレット死亡の噂がスコットランド本土に届いた直後の10月7日に、Guardians のひとりでセント = アンドルーズの司教ウィリアム = フレイザー (William Fraser) がエドワード1世に書簡を送っている。そのなかで、王位継承権を主張しているロバート = ブルースが大勢の兵を率いてスクーン近くのパースに来ていること、彼の支持者であるマー伯 (earl of Mar) やアサル伯 (earl of Atholl) も兵を集めていることを知らせている。その上で、「スコットランドの人びとを安心させるために、また流血と殺戮を回避するために」、エドワード1世が国境地方に来て誰が王位継承の正統なる権利を有するかを決定して欲しいと要請している³²⁾。この書簡はエドワード1世に対してスコットランドの王位継承問題への介入を要請したものとして有名であるが、これ自体はフレイザーがベイリアル支持の立場で書いた私信であり、決して公的な性格の要請文ではない³³⁾。しかし、マーガレット死亡直後の国内情勢を伝える唯一の同時代史料であり、内戦を回避するための窮余の策として王位継承問題の決着をエドワード1世に委ねるという考えが国内に存在していたことを示している点で重要である。

エドワード1世がスコットランドの王位継承問題に本格的に介入するのは、1291年5月10日にノラムで開かれた集会においてである。ただし、この集会が開催されるに至った経緯についてスコットランド側に公文書などは何も残されていない。一方、イングランドの史料によれば、5月のノラムの集会はスコットランド側の正式の要請によってエドワード1世がス

コットランドの王位継承問題に裁定を下すために召集したものである³⁴⁾。ところで、これより先の3月に、エドワード1世はイングランド各地の修道院に書簡を送り、修道院の年代記や覚え書き等を調査してイングランド王国とスコットランド王国との関係に関するすべての情報を知らせるように命じている³⁵⁾。つまり、イングランド王がスコットランド王国の宗主であったことを立証する史料を探させているのである。それは、スコットランドの王位継承問題に宗主の資格で介入するためであった。さらにノラムに向かう途上の4月16日には、軍隊を6月3日にノラムに集結させておくようにとも命じている³⁶⁾。ノラムの集会のためにこのように周到な準備が進められていたのであった。

5月10日に開かれた集会の冒頭で、エドワード1世はスコットランドの王位継承問題にスコットランド王国の「宗主」(superior dominus, sovereign seignur)として判決を下すために来たとその目的を明言し、Guardiansにエドワード1世の宗主権を認めるように迫った。しかし、スコットランド側は即答を避けて3週間の延期を求めている。6月2日に再開された集会でスコットランドの代表は、このような要求は国王に対してこそおこなわれるべきで、国王のいない今、エドワード1世の要求に答える権限は誰にもない、将来スコットランド王国の国王になった者が答えるであろう、と返答した³⁷⁾。スコットランドの聖俗の諸侯は「スコットランド王国共同体」の名前でエドワード1世の要求を拒否したのである。

しかし、エドワード1世はこの返答を額面通りに受け取った。すなわち、スコットランドの王位継承権を要求している者のなかから国王が選ばれるのであるから、すべての王位継承権要求者が宗主権を認めれば、国王が承認したことになり、スコットランドの「王国共同体」も従わざるをえないであろう。エドワード1世はこのように解釈してスコットランドの王位継承権を要求する者(Competitors)を呼び、エドワード1世の宗主権を認めること、および王位継承問題に関するエドワード1世の裁判権を認めることを要求した。結局6月11日までにジョン＝ベイリアルとロバート＝ブルースだけでなく合計で11人の王位継承権要求者がエドワード1世を宗

主として認め、その裁判権を承認した。なぜなら、そうしなければ国王になるチャンスを失うからである。さらに、これまで王国統治にあたってきた Guardians 4 人がいったん辞任した上で、彼らとイングランド人 1 名がエドワード 1 世によってあらためてスコットランドの Guardians に任命された。そして 6 月 13 日には、これらの Guardians および 27 名の諸侯らがそれぞれ個別にエドワード 1 世に忠誠を誓い、「スコットランド王国共同体」がエドワード 1 世を宗主として受け入れたことになったのである³⁸⁾。

つづいて 8 月から翌年の 11 月まで、中断をはさみながら王位継承者を決定するための法廷が開廷された。継承権を要求する者の数は最終的に 13 人になり、このなかで誰が正統なる王位継承者であるかについてエドワード 1 世の主宰のもとで審理が進められた。これを「大訴訟」とよぶが、13 人のなかで有力候補はジョン = ベイリアルとロバート = ブルースの 2 人に絞られていたから、審理を担当する査定官 (auditors) は、あらかじめベイリアルによって 40 人、ブルースによって 40 人そしてエドワード 1 世によって 24 人がそれぞれ指名されていた³⁹⁾。その結果、1292 年 11 月 5 - 6 日にベリック (Berwick) で開かれた法廷において査定官はジョン = ベイリアル有利との宣告をおこない、17 日にエドワード 1 世が彼を王位継承者とする判決を下した⁴⁰⁾。すでに紹介したように、ベイリアルとブルースはともにアレグザンダー 3 世の大叔父であったハンティンドン伯デイヴィッドの子孫で、前者はデイヴィッドの長女の孫 (娘の息子)、後者はデイヴィッドの次女の息子である。つまりデイヴィッドとの関係でいえばベイリアルは、ブルースより一親等遠いのであるが、長子相続の原則に従えば長女の血を引いている点でブルースより有利であった。したがって判決自体は妥当な判決といえる。これに基づいて 11 月 30 日の聖アンドルーの祝日に、ジョン = ベイリアルがスクーンで「運命の石」に着座して即位式をあげ、国王ジョンとして王位についた。

こうしてスコットランドは再び国王のもとにおかれることになった。マーガレットの死からほぼ 2 年ぶりであり、スコットランド出身の国王としてはアレグザンダー 3 世の死亡以来、実に 6 年ぶりのことであった。し

かし、ジョン王の王国は、アレグザンダー3世の時代のような、あるいはバーガム条約に規定されたような「自由にして独立の王国」ではもはやなかった。ジョン王は、即位後、スコットランド王国についてエドワード1世にあらためて臣従の礼と忠誠の宣誓をおこなっている。すなわち、スコットランドの国王はイングランド王の封建家臣であり、その王国はイングランド王の属国に位置付けられたのである⁴¹⁾。それは既に Guardians や諸侯らがエドワード1世に忠誠を誓ったときからあきらかであったが⁴²⁾、ジョン王が王位につくやエドワード1世は宗主としての権利を明確に主張した。たとえば、即位直後にスコットランドの国王裁判所が下した判決は12月にイングランドの国王裁判所(King'Bench)において再審理され、スコットランドでの判決が覆されている⁴³⁾。これは、前例のないことであり、また「スコットランドの訴訟はスコットランド以外では審理されない」と規定したバーガム条約にあきらかに違反するものであった。スコットランド側がバーガム条約を盾に抗議したが、結局翌年1月早々にエドワード1世に強制されてジョン王はバーガム条約の破棄を宣言した。この条約は、エドワード1世にとっては単なる結婚協定にすぎないものであったが、スコットランド側にとってはイングランドからの独立を守るための最後の砦であった。しかし、スコットランドの裁判所はもはや終審裁判所ではなくなっただけでなく、最後の砦も失ってしまったのである。

以上の事実経過をみれば、1291年5月から6月にかけてノラムとその対岸の村とで開かれた集会在スコットランドとイングランドとの関係にとって大きな転換点であったことはあきらかであろう。独立戦争の起源は、一般にいわれるような「大訴訟」そのものではなく、この集会上に求められるのである⁴⁴⁾。ただし、この集会上に開催されるに至った経緯については史料が少なく、不明な点が多い。それでも、集会上におけるスコットランド側の対応から、少なくとも彼らはエドワード1世が王位継承問題の解決のために調停者としてノラムに来たと認識していたと推測される。当時のエドワード1世はウェールズの征服者であるとともに、他方ではサヴォアやシシリー問題の解決に尽力してヨーロッパの和平調停者としての評価も高かつ

た⁴⁵⁾。後者の役割をスコットランド側はエドワード1世に期待したのであるが、現実には征服者であった。それでもエドワード1世はウェールズの場合のように軍隊の力で臣従を要求することはなかった。なぜなら、スコットランドは「自由にして独立の王国」であったからである。そのため、エドワード1世はノラムに軍隊を集結させて威圧しながら、それでも武力を使うことなくスコットランド側の答弁の隙を突き、抵抗を抑えて「スコットランド王国共同体」が自分を宗主として平和的に受け入れたことにしたのである。

エドワード1世がスコットランドに対して武力を行使するのは1296年3月末からで、その直接の理由は前年10月にスコットランドがフランスのフィリップ4世とのあいだで結んだ同盟にあった。これはイングランドと対決するために相互に援助することを約した内容であったから、当時フランスと交戦中のエドワード1世にとってこの同盟締結はスコットランドによる宣戦布告と同じであった⁴⁶⁾。独立戦争の口火を切ったのはスコットランド側で、1296年3月にスコットランド軍がカンバーランドやノーサンバランドを急襲したことに始まる。これに応じて3月末にエドワード1世みずから軍を率いてベリックを攻撃し、その後、北部のエルギン(Elgin)にまで行軍して軍事遠征は8月末まで続いた。この遠征のなかで、7月初めには、モンローズ(Monrose)周辺の地で、ジョン王がエドワード1世に降伏し、フランスとの同盟の破棄を宣言するとともにスコットランド王国とその王位をエドワード1世に引き渡した⁴⁷⁾。さらにエドワード1世は8月8日にスクーンの教会から「運命の石」を運び出してロンドンに送るように軍隊に命じている。また、エディンバラ城からは王冠や王笏、王剣など王権の象徴物(regalia)および多数の宝石や聖遺物そして大量の証書や記録などが運び出されてロンドンに送られた。運び出された聖遺物のなかには、聖マーガレットの黒十字架(Black Rood of St.Margaret)も含まれていた。これは、イエスの処刑に使われた十字架の断片をおさめるといわれる黒い聖遺物箱で、スコットランドの聖遺物のなかでもっとも聖なるものとして崇敬されていたものである⁴⁸⁾。また、持ち去られた証書・

記録は大小の箱やカゴで合計65個にもものぼった⁴⁹⁾。これらの品々はいずれもスコットランドが「自由にして独立の王国」であることの証拠品ともいえるべきものであり、エドワード1世の行為は単なる略奪でないことはもちろんである。スコットランドを征服した象徴であり、王国とその過去の歴史とを抹消した証拠としてロンドンに運ばせたのであった。

とりわけ「運命の石」の運び出しの意味は、同時代のイングランドの人びとにもすぐに理解されている。たとえば、年代記には「(スコットランドの)王国が征服され譲り渡されたしるし」と明記され、またエドワード1世の死(1307)の直後に書かれた歌には次のようにうたわれている⁵⁰⁾。

「スコットランドの石 (la pierre de Escose) は、そこの王様たちがこの石に座って王様になってきたものなんだ。本当だとも。ジョン = ベイリアルがこの石に座って王様になった最後だとき。でも、イングランドのエドワード王が神様のご加護ときびしい戦いによってスコットランドを征服したのさ。だから、それを聖エドワードに捧げたのさ。立派な王様はそうするものさ。でもいま王様はこの世を去ってしまった。誰も避けられない運命さ」。

「運命の石」は1297年6月にウェストミンスターに運ばれ、王冠や王笏などとともにエドワード1世の手で聖エドワード(証聖王)に捧げられ、その廟の前に安置された。「運命の石」を収めるためにエドワード1世は当初ブロンズ製の椅子を作成するように命じていたが、おそらくフランドル遠征のための出費からであろうか、計画が変更されて木製の椅子になり、1300年に完成している。これが本稿の冒頭に紹介した「戴冠式の玉座」(Coronation Chair)である。ただし、戴冠式用とは後から加えられた用途で、この椅子の本来の目的はあくまでもスコットランド征服の証拠を収納するためのトロフィー = ケースであった⁵¹⁾。既に1285年に、エドワード1世はウェールズ征服の証としてその十字架(Neith)とアーサーの王冠とをウェストミンスターの聖エドワードに捧げている。そこに「運命の石」を運ばせ

て、まさにブリテン全土の支配者としてその存在を誇示しようとしたのである。さらにエドワード1世は、ブリテン支配の論拠として「ブルートゥス神話」を持ち出し、それによってスコットランド征服を正当化しようとした。

スコットランドの征服は比較的容易であったが、その征服を維持し続けることは別の問題であり、容易なことではなかった。1305年の「スコットランド統治令」によって確かにスコットランド王国は消滅してイングランドの一部とみなされたが⁵²⁾、イングランドの支配を浸透させることは困難であり、反イングランドの戦いはやまなかった。しかも戦いは戦場に限りなかった。教皇庁を舞台に「歴史戦争」(War of Historiography)ともよばれる論争がイングランドとスコットランドとのあいだで展開されたのである⁵³⁾。スコットランド人の「出自神話」があらたに書き直されるのはこの時からであり、「ブルートゥス神話」に対抗するために「自由にして独立の王国」の歴史をスコットランド人の起源に遡って論証しようとしたのである。「運命の石」に関するそれまでの伝承は、この「出自神話」のなかに組み込まれてあらたな役割を担うことになった。次にこの問題について検討したい。

(つづく)

註

- 1) D.Breeze & G.Munro, *The Stone of Destiny: Symbol of Nationhood*, Edinburgh, 1997, p. 32.
- 2) 1950年12月24日の未明にグラスゴウ大学の学生ら4名の若者がウェストミンスターから密かに運び出したことがある。大がかりな捜査にもかかわらず所在不明の状態が続いたが、翌年4月11日にスコットランド北東部のアーブrows修道院の庭に置かれているのが発見された。ただし、「運命の石」がウェストミンスターに戻ったのは1952年2月末のことで、最近公開された情報によれば、この間労働党政府のあいだでそのスコットランドへの返還が協議されたという。しかし、その後、政権交代があり、チャーチル首相の決定で

ウェストミンスターの「戴冠式の玉座」に戻されたという。チャーチルは2月26日に下院で次のように説明している。「650年ものあいだ運命の石はウェストミンスターに置かれて歴代君主の戴冠式に使用されてきたのであるから、それは(単にスコットランドだけでなく)イギリス連邦(Commonwealth)のすべての国にとって歴史的な意義を持っている。したがって政府の了承のもとにその伝統的な場に戻すことにした」。N.Aitchison, *Scotland's Stone of Destiny: Myth, History and Nationhood*, Stroud, 2000, p. 145.

- 3) ちなみに1997年5月の総選挙で保守党は完敗し、スコットランドでは1議席も取れなかった。またブレア労働党政権のもとで同年9月にスコットランドの権限委譲についての住民投票がおこなわれ、スコットランド議会開設に76%の票が投じられた。この結果、99年に議会選挙が実施され、翌年スコットランド議会が発足した。
- 4) スコットランド国制会議(Scottish Constitutional Convention)が出した「エディンバラ宣言」。Ibid., p. 152.
- 5) S.Reynolds, 'Medieval *Origines Gentium* and Community of the Realm', *History*, lxviii(1983), pp. 375-90; S.Reynolds, *Kingdoms and Communities in Western Europe 900-1300*, Oxford, 1997 (2nd ed.), ch. 8 (pp. 250-331). なお、レイノルズの研究については『歴史評論』, No.584 (1998, 12月号)所収の「特集 シンポジウム 近代ナショナリズム以前のネイション」におけるレイノルズの報告および鶴島博和氏の論文(「ネイション—研究史・統合原理・「世界」における位置」参照; 下野義朗, 「中世フランスにおける国家と「国民」について—西洋中世国家史の研究序説—」, 世良晃志郎編『ヨーロッパ身分制社会の歴史と構造』, 創文社, 昭和62年所収; 江川 温, 「民族意識の発展」, 朝治啓三他編著, 『西洋中世史〔下〕』, ミネルヴァ書房, 1995年所収。
- 6) A.Grant, 'Aspects of National Consciousness in Medieval Scotland', in C.Bjøn et als(eds.), *Nations, Nationalism and Patriotism in European Past*, Copenhagen, 1994, pp. 73-74; G.W.S.Barrow, *Kingship and Unity: Scotland 1000-1306*, Edinburgh, London, 1989 (rep.), p. 153.
- 7) G.W.S.Barrow(ed.), *Charters of David I: The Written Acts of David I King of Scots, 1124-53 and of His Son Henry Earl of Northumberland, 1139-52*, Woodbridge, 1999, nos. 20, 31, 57, 195 など; G.W.S.Barrow (ed.), *Regesta Regum Scottorum [RRS] I: Acts of Malcolm IV*, Edinburgh, 1960, no. 131 など。

- 8) *RRS I*, nos. 183, 263 など。
- 9) ウィリアム 1 世 (1165-1214) の発給した公文書 541 のうち民族別文言のあるのは 17 のみで、治世の初期に集中し、1179 年以後、姿を消す。G.W.S. Barrow (ed.), *RRS II: Acts of William I*, Edinburgh, 1971, nos. 27, 39, 46, 48, 61, 74, 78, 80-83, 96, 106, 116, 140, 144, 179.
- 10) G.W.S.Barrow, 'The Army of Alexander III's Scotland', in N.H.Reid (ed.), *Scotland in the Reign of Alexander III 1249-1286*, Edinburgh, 1990, pp. 132-47.
- 11) S.Reynolds, *Kingdoms and Communities*, p. 253; H.L.MacQueen, 'Regiam Majestatem, Scots Law and National Identity', *Scottish Historical Review* [*SHR*], LXXIV(1995), pp. 1-25 (p. 3-13).
- 12) R.Somerville, *Scotia Pontificia*, Oxford, 1982, nos. 1, 4-5, 7-10, 14-18. 詳しくは、拙稿「スコットランドの守護聖人—聖コロンバから聖アンドルーへ—」, 『札幌国際大学紀要』, 第 5 号, 平成 10 年, 103-14 頁参照。
- 13) M.O.Anderson, *Kings and Kingship in Early Scotland*, Edinburgh, 1973, pp. 264-285 所収の D・F・I リスト。
- 14) W.F.Skene (ed.), *John of Fordun's Chronicle of the Scottish Nation*, Edinburgh, 1872, Vol. I, pp. 294-95.
- 15) *Turgo, Life of Queen Margaret*, in A.O.Anderson (ed.), *Early Sources of Scottish History: A.D.500 to 1286*, Stamford, 1990 (rep.), p. 59-88.
- 16) たとえば、マーガレットの墓が開けられたとき、その 150 年も経過した亡骸からあたり一面に芳香がただよい、さらに礼拝堂に向かう柩の行列がマルコム 3 世の墓所の傍らを通ったとき、突然柩が重くなって一步も進むことが出来なかったという。しかし、マルコム 3 世の亡骸をマーガレットの柩に納めてアレグザンダー 3 世が担ぐと軽々と運ぶことができたという。D.E.Watt et als (eds.), *Scotichronicon by Walter Bower*, Vol. 5, Aberdeen, 1990, p. 296-98.
- 17) ヨーク条約。'Carta Convencionis inter Regem Anglie et Regem Scocie de Comitatus Norhumberlandie Cumbrelandie Westmorlandie et de quibusdam terris', in E.L.G.Stones (ed.), *Anglo-Scottish Relations 1174-1328: Some Selected Documents*, Edinburgh, 1965, No. 7 (pp. 19-27).
- 18) R.Frame, *The Political Development of the British Isles, 1100-1400*, Oxford, 1990, pp. 59-60; K.J.Stringer, *Earl David of Huntingdon, 1152-1219: A Study in Anglo-Scottish History*, Edinburgh, 1985, ch. 9 (pp. 178-

- 98). なお、スコットランド王家がイングランド中央部に保有していたハンティンドン領(Honour of Huntingdon)は、デイヴィッド1世の孫デイヴィッド(Earl David)に、ついでその長子ジョン(Earl of Huntingdon and Chester)に相続されたが、ジョンが1237年に子供を残さずに死亡したため、ジョンの3人の姉妹(Earl Davidの娘)のあいだで分割され、最終的には彼女らの夫の家(ベイリアル家、ブルース家そしてヘイスティングス家)に渡った(後述の「大訴訟」においてロバート = ブルースやジョン = ベイリアルらが王位継承権を要求した根拠は、上記のEarl Davidの娘の血筋を引いているという点にある)。アレグザンダー3世がイングランドに保有していた所領は、ノーサンバランドのタインデイル(Tynedale)とカンバーランドにあるペンリス(Penrith)である。
- 19) ファレーズ条約。E.L.G.Stones (ed.), *Anglo-Scottish Relations*, No. 1 (pp. 1-5)
- 20) *Ibid* , No. 2 (pp. 6-8).
- 21) ‘ad homagium regni mei Scocie nullus jus habet nisi solus deus nec illud teneo nisi de solo deo’, *ibid.*, 12b, pp. 40-41 (at p. 41). これについては、イングランドとスコットランドの双方に記録が残されており、イングランド側の記録によれば、アレグザンダー3世はスコットランド王国についての要求には答えず、「イングランド王から保有している土地について忠実に諸義務を遂行することを誓約した」という。‘fideliter faciam servicia debita de terris et tenementis que teneo de rege Anglie supradicto’, *ibid.*, No. 12a, pp. 38-40 (at p. 40).
- 22) R.Frame, *Colonial Ireland, 1169-1369*, Dublin, 1981, p. 117; K.J.Stringer, ‘Scottish Foundations: Thirteenth Century Perspectives’, in A Grant & K.J.Stringer (eds.), *Uniting the Kingdom?: The Making of the British History*, London, 1995, pp. 90-91.
- 23) G.W.S.Barrow, ‘A Kingdom in Crisis: Scotland and the Maid of Norway’, *SHR*, Vol. LXIX, 2 (1990), p. 121. ちなみにスコットランドでは、幼子マーガレットを「ノルウェーのおとめ」(Maid of Norway)という愛称でよぶのが常である。王位継承をめぐる事実関係については、G.W.S.Barrow, *Robert Bruce & the Community of the Realm of Scotland*, Edinburgh, 1988 (3rd ed.), ch. 1-3 (pp. 1-53)参照。
- 24) 2人の司教, 2人の伯, 2人のバロンからなる。なお、アレグザンダー3世の治世に貴族のあいだで対立があり、この6人もコミン派(バハン伯

- Alexander Comyn, John Comyn of Badenoch, セント = アンドルーズ司教 William Fraser) と反(あるいは非)コミン派(ファイフ伯 Duncan, James the Stewart, グラスゴウ司教 Robert Wishart)に分けることができる。しかし、アレグザンダー3世が貴族の対立を巧みに利用して、あるいは貴族を対立させて王政の発展に導いた面があり、貴族の対立を過度に強調するよりも、彼らが既にアレグザンダー3世のもとで実質的に王国の統治にあたっていたことに注目すべきであろう。G.W.S.Barrow, 'A Kingdom in Crisis', p. 125. アレグザンダー3世時代の貴族の動向については、A.Young, 'Noble Families and Political Factions in the Reign of Alexander III', in N.H. Reid (ed.), *Scotland in the Reign of Alexander III*, pp. 1-30 参照。
- 25) G.W.S.Barrow, 'A Kingdom in Crisis', pp. 128-30. なお、1289年にバハン伯とファイフの伯が死亡して Guardians の数は4人になったが、補充はおこなわれていない。
- 26) 'SIGILLUM SCOTIE DEPVATVM REGIMINI REGNI'; 'ANDREA SCOTIS DVX ESTO COMPATRIOTIS'. W.de.G.Birch, *A History of Scottish Seals*, Vol. 1, Edinburgh, 1905, no. 14 (pp. 31-33).
- 27) A.Grant, 'The Middle Ages: the Defence of Independence', in R. Mitchison (ed.), *Why Scottish History matters*, Edinburgh, 1991, p. 20.
- 28) アレグザンダー3世の急死した当時、エドワード1世はフランスに出発したばかりで、Guardians が1286年5月に派遣した使節は9月ようやくボルドーの北でエドワード1世に会い、アレグザンダー3世の急死とマーガレットの王位継承を伝え、スコットランド王国とイングランドにある所領とに関して助言と保護を求めたといわれる。*Scotichronicon by Walter Bower*, Vol. 6, pp. 8-11; M.Prestwich, 'Edward I and the Maid of Scotland', *SHR*, Vol. LXIX, 2 (1990), p. 164; G.W.S.Barrow, 'A Kingdom in Crisis', p. 127.
- 29) 同年8月にエドワード1世がノーサンプトンで同協定に承認を与えた(バーガム = ノーサンプトン条約)。G.W.S. バロウが同条約全文の英訳をおこなっている。G.W.S.Barrow, *op. cit.*, pp. 137-41.
- 30) G.W.S.Barrow, *Robert Bruce*, pp. 27-28; K.J.Stringer, 'Scottish Foundations', p. 89.
- 31) ただし、エドワード1世はバーガム条約の直前に、スコットランドに関係する問題を強権的に処理している。たとえば、1290年6月にエドワード1世はマン島をアルスタ伯(Richard de Burgh)から受け取り、イングランドの領主(Walter of Huntercombe)に与えている。マン島はスコットランド王

国の領土であったが、エドワード1世がこの件について Guardians と協議したり、彼らの同意を求めたりしたことを示す史料は皆無である。また、これより前の2月にアレグザンダー3世がイングランドで保有していた所領 (Tynedale と Penrith) をエドワード1世はダラム司教 (Anthony Bek) に与えている。これらの所領はスコットランド王国の領土ではないから、特に Guardians の同意を必要とする問題ではないが、国境地方 (Border) のノラム (Norham) に城を構える Bek に与えたことはスコットランド側を威圧するものであった。さらに、バーガム条約締結後の8月にエドワード1世は Guardians 宛てに書簡を送り、「スコットランド王国を改革し正すために」ダラム司教をマーガレットとエドワードの代官に任命したこと、「スコットランド王国の統治と平和に必要なことはすべて彼の命令に従うように」と記している。G.W.S. バロウは、スコットランドの独立を尊重するバーガム条約を締結する一方で、エドワード1世が断行したこのような強権的対応に注目している。 *Robert Bruce*, pp. 28-29; 'A Kingdom in Crisis', pp. 132-34.

- 32) E.L.G. Stones & G.G.Simpson, *Edward I and the Throne of Scotland 1290-1296: An Edition of the Record Sources for Great Cause* [Great Cause], Oxford, 1978, Vol. II, pp. 3-4.
- 33) 書簡の中でフレイザーは、「ジョン = ベイリアルは陛下の榮譽と利益のためになる人物であるから、彼が陛下の御前に伺ったときには特段のご厚情をお願い申し上げる」と記している。 *Ibid.*, p. 3.
- 34) 1290年10月末にエドワード1世がスコットランドに出かけようとしていたことは確かである (*Great Cause*, Vol. I, p. 236)。上述したフレイザーの要請に応じてのことかもしれないが、王妃の病気と死亡、その後の服喪などで1291年1月までエドワード1世に表立った動きはない。ところがその1月20日にダラム司教 (Anthony Bek) ら3人がスコットランドに行くように国王の命令を受けている (*Calendar of Patent Rolls 1281-1292*, p. 414)。さらに、同時代のイングランドの年代記によれば、ダラム司教らのスコットランド行きは Guardians の要請によるものであり、司教らは王位継承の係争をエドワード1世の裁定に自発的 (sponte) に委ねるように助言したという。その結果 Guardians は議会を召集してエドワード1世の助言とその決定 (ordinatio) を仰ぐことを承認させたという (H.Rothwell (ed.), *The Chronicle of Walter of Guisborough*, Camden Third Ser., 1957, p. 233)。ちなみに5月の集会は、イングランドの史料では「イングランド議会」とされている。ただし、議会への召集令状自体は残されていないが、オクスフォード大学と

ケムブリッジ大学の代表がノラムの議会に (usuque Norham ad parliamentum nostrum) 召集されたことを示す公文書が1975年に Public Record Office で発見されている。 *Great Cause*, Vol. II, p. 5.

35) *Ibid.*, Vol. I, pp. 138-46.

36) *Ibid.*, Vol. 2, p. 236.

37) *Anglo-Scottish Relations*, No. 16 (pp. 53-55); *Great Cause*, Vol. 2, pp. 16-18. ノラムの集會が開催された経緯についての史料は僅かであるが、この集會での質疑およびその後の「大訴訟」の審問過程についてはイングランド側に詳しい史料が残されている。しかし、この問題についての検討は紙幅の制約から本稿では割愛せざるを得ない。ノラムの集會および「大訴訟」については、G.W.S.Barrow, *Robert Bruce*, pp. 31-38; R.Nicholson, *Scotland: The Later Middle Ages*, Edinburgh, 1974, pp. 36-43; M.Prestwich, 'England and Scotland during the Wars of Independence', in M.Jones & M.Vale (eds.), *England and Her Neighbours*, London, 1989, ch. 10 (pp. 181-97); A.A.M. Duncan, 'The Process of Norham, 1291', in P.R.Coss and S.D.Lloyd (eds.), *The Thirteenth Century England V*, Woodbridge, 1995, pp. 207-29; F. Watson, *Under the Hammer: Edward I and Scotland 1286-1307*, East Linton, 1998, ch. 1 (pp. 6-29). また、邦語文献として、飯島啓二氏が『世界歴史大系 イギリス史1』(山川出版社, 1991)のなかで「大訴訟」について解説されている(350-53頁)。

38) 13日に集會の場所がトゥード川をはさんでノラムの対岸にある村(Upselington)に、つまりスコットランドに移されている。また、15日に出された命令に従って8月27日まで王国各地で諸侯や自由土地保有者、市民などがエドワード1世に対する忠誠の宣誓をおこなっているが、シェリフがその宣誓を受け付ける仕事を忌避していることがその後の命令などからうかがえる。*Great Cause*, Vol. 2, A. 43-47 (pp. 116-20). 聖俗の諸侯で宣誓をおこなった者の数も合計で69人にすぎず、有力者のあいだでも抵抗のあったことがうかがわれる。忠誠をおこなった者のリストについては、*ibid.*, App. F (pp. 366-70)参照。

39) 1291年6月。*Ibid.*, A21 (p. 70).

40) *Ibid.*, pp. 216-21.

41) M.Prestwich, 'England and Scotland', p. 183.

42) 1291年7月にエドワード1世は令状を発して、イングランド王国とスコットランド王国は宗主としての自分のもとに結合されたから(Quia regna Ang-

- lie et Scoie, racione superioris domini· sunt conjuncta), イングランド王がスコットランドで発給した令状はイングランドでも有効であると宣言している。*Ibid.*, D44 (p. 119, Close Roll, 19 Edward I).
- 43) ベリックの市民 (Roger Bartholomew) が判決を不服としてニューカスル (Newcastle) に来たエドワード 1 世に訴え, その教唆によって上訴したもの。翌年 1 月にロジャーはエドワード 1 世から金銭を受け取っている。G.W.S. Barrow, *Robert Bruce*, pp. 51-52; R.Nicholson, *Scotland*, pp. 45-46. スコットランドからイングランドへの上訴は, その後必ずしも数が増大したわけではないが, 1293 年にはスコットランドからの上訴についてはスコットランド王みずからイングランドの裁判所に出廷して説明すべしとの規定が定められ, 同年 11 月にジョン王が実際に出廷している。R.Nicholson, *op. cit.*, p. 45.
- 44) A.A.M.Duncan, 'The Process of Norham', p. 207
- 45) M.Prestwich, 'Edward I and the Maid of Scotland', p. 169.
- 46) 1295 年 10 月の同盟締結直後に, エドワード 1 世はスコットランド人がイングランドで保有している土地の没収を命じている。一方, スコットランドでは翌年の 2 月末に国王や聖俗諸侯および都市の代表など広範な人びとがこの同盟を承認している。これはフランスとの同盟がイングランドとの戦争を意味することを広く認識させるためであったと解釈される。F.Watson, *Under the Hammer*, p. 21.
- 47) *Anglo-Scottish Relations*, No. 24 (pp. 73-74). これ以後, ジョン王は 'Toom Tabard' (空の陣羽織) というあだ名でよばれる。この語の初出はエドワード 1 世 - 2 世時代のイングランドの年代記 (*Chronicle of Peter Langtoft*) で, 紋章衣である Tabard から国王の紋章が剥ぎ取られたとの意味で使われており, 廃位の儀式に由来すると思われる。G.G.Simpson, 'Why was John Balliol called "Toom Tabard"', *SHR*, XLVII (1968), pp. 196-99
- 48) A.J.Wilson, *St.Margaret: Queen of Scotland*, Edinburgh, 1993, pp. 109-10.
- 49) 1323 年にイングランドで作成された目録による。*Anglo-Scottish Relations*, No. 25b (p. 76).
- 50) H.Rothwell (ed.), *The Chronicle of Walter of Guisborough*, p. 281 ('hoc in signum regni resignati et conquesti'); M.D.Legge, 'La Piere D'Escoce', *SHR*, XXXVIII (1959), pp. 109-13.
- 51) ウェストミンスターにおける「運命の石」については, P.Binski, *Westminster Abbey and the Plantagenets: Kingship and the Representation of Power*,

1200-1400, London, 1995, pp. 135-38 による。

52) このなかでスコットランドは、もはや王国とはみなされずに‘スコットランドの土地’ (la terre D’Escoce) とよばれ、イングランドの一地域名とされている。 *Anglo-Scottish Relations*, No. 33 (pp. 120-29).

53) R.J.Goldstein の造語。 *The Matter of Scotland: Historical Narrative in Medieval Scotland*, London, 1993, p. 57.